

日薬連発第 545 号

2019 年 7 月 4 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備に関する省令等の施行について

標記の通知を、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長及び地方厚生局長宛てに通知した旨の通知が厚生労働省医薬・生活衛生局長より当連合会会長宛てにありましたので送付いたします。

つきましては、貴会会員への周知方宜しくお願いいたします。

記

令和元年 7 月 1 日付け

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について

厚生労働省医薬・生活衛生局長

薬生発 0701 第 10 号

通知に記載された【資料】別紙 1（省令第 20 号）及び別紙 2（省令第 3 号）は以下の URL の「医薬・生活衛生局」をご参照ください。令和元年厚生労働省告示 48 号（別紙 3）は添付いたします。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/hourei/new.html>

また、毒物劇物関係の改正部分についてのみ、官報、新旧対照表、概要及び様式を添付いたします。特に申請様式が一部改正されておりますので、ご留意ください。

○改正の概要（毒物関係のみ）

- ・「工業標準化法」 → 「産業標準化法」
- ・「日本工業規格」 → 「日本産業規格」
- ・最新の JIS 規格への改正

以上

薬生発0701第10号
令和元年7月1日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備に関する省令等の施行について

標記について、「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(令和元年7月1日付け薬生発0701第8号)」をもって別添写しのとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長及び地方厚生局長宛通知いたしましたので、貴会会員への周知方御配慮願います。



薬生発0701第8号
令和元年7月1日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生局長
〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備に関する省令等の施行について

「日本工業規格」について規定する工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に併せ、別紙のとおり、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。）、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省令第3号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和元年厚生労働省告示第48号。以下「改正告示」という。）が本年6月28日に公布され、本日から施行されました。

このうち、当局が所管する省令及び告示の改正の概要等は下記のとおりですので、当該事項について御了知いただくとともに、それぞれの事項について、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 当局所管の省令の改正の概要

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

次に掲げる省令により定められた様式中の「日本工業規格」の字句を「日本産業規格」に改正し、又は削除する等、必要な改正を行ったこと

- ・ 覚せい剤取締法施行規則（改正省令第 1 条第 3 号関係）
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（改正省令第 1 条第 4 号関係）
- ・ あへん法施行規則（改正省令第 1 条第 5 号関係）
- ・ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（改正省令第 1 条第 7 号関係）
- ・ 毒物及び劇物取締法施行規則（改正省令第 12 条関係）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（改正省令第 26 条関係）
- ・ 薬局等構造設備規則（改正省令第 27 条関係）
- ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則（改正省令第 28 条関係）
- ・ 薬剤師法施行規則（改正省令第 29 条関係）
- ・ 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（改正省令第 35 条関係）
- ・ 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（改正省令第 37 条関係）
- ・ 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（改正省令第 41 条関係）
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（改正省令第 43 条関係）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（改正省令第 54 条関係）
- ・ 大麻取締法施行規則

○最新の JIS 規格（日本産業規格をいう。以下同じ。）への改正

次に掲げる厚生労働省令について、引用されている JIS 規格を最新の JIS 規格に改正を行ったこと。

- ・ 毒物及び劇物取締法施行規則（改正省令第 12 条関係）
- ・ 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（改正省令第 35 条関係）
- ・ 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（改正省令第 41 条関係）
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（改正省令第 43 条関係）

2. 当局所管の告示の改正の概要

- 次に掲げる告示により定められた様式中の「日本工業規格」の字句を改正し、又は削除する等、必要な改正を行ったこと
 - ・ 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（改正告示第2条第13号関係）
 - ・ 日本薬局方（改正告示第3条第7号関係）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（改正告示第7条関係）
 - ・ 承認不要医薬部外品基準（改正告示第17条関係）
 - ・ 視力補正用コンタクトレンズ基準（改正告示第19条関係）
 - ・ 生物学的製剤基準（改正告示第22条関係）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（改正告示第23条関係）
 - ・ 非視力補正用コンタクトレンズ基準（改正告示第24条関係）
 - ・ 放射性医薬品基準（改正告示第25条関係）

3. 改正省令等の附則の概要

- 改正省令、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令及び改正告示（以下「改正省令等」という。）の施行の際現にある改正省令等による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令等による改正後の様式によるものとみなすこと。
- 改正省令等の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

以上

【資料】

- (別紙 1) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和元年厚生労働省令第 20 号)
- (別紙 2) 大麻取締法施行規則の一部を改正する省令 (令和元年厚生労働省・農林水産省令第 3 号)
- (別紙 3) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示 (令和元年厚生労働省告示 48 号)

○厚生労働省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に
関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「コホ」を削る。

- 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）様式第一号（裏面）、様式第二号（裏面）、様式第二十八号、様式第三十号及び様式第三十一号
- 二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第五号から様式第十一号まで、様式第十四号及び様式第十五号
- 三 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式（一）から別記第一号様式（三）まで、別記第二号様式の二から別記第三号様式の二まで、別記第五号様式から別記第八号様式（三）まで、別記第十号様式、別記第十号様式の二及び別記第十一号様式から別記第十一号様式の三まで
- 四 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十五号様式から別記第四十二号様式まで
- 五 あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第一号様式から第十九号様式まで
- 六 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第五号（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第七号の三（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第九号の二（裏面）、様式第十一号（裏面）、様式第三十四号（裏面）、様式第三十七号、様式第三十九号及び様式第四十号
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式及び第二号様式
- 八 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第二十まで
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（裏面）

<p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>別記様式第四中「口」を削る。 (毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)</p> <p>第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)K 二二五五号(石油製品「ガソリン」鉛分の求め方)により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、日本産業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格 K 二二六〇号(ガソリン中の鉛アンチノック剤定量試験法(重量法)により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする)。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X 六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号(平成七年)又は日本工業規格 X 六二二五号(平成七年)に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号(平成二年)に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	---	---	--------------------	--	---

別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式から別記第六号様式まで、別記第八号様式から別記第十四号様式まで及び別記第十七号様式から別記第十九号様式の(2)まで中「「本産業規格」」に「「標準」」を「「規格」」に改める。
 (社会福祉法施行規則の一部改正)
 第十三条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正)</p> <p>第十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第四十八条 第四十六条第一項及び前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第四十九条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>

<p>（フレキシブルディスクへの記録方式）</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びフアイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（フレキシブルディスクへの記録方式）</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びフアイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクにはり付ける書面）</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>
---	--

<p>様式第一号の二から様式第三号まで中「<u>口外ハ</u>」を削る。</p> <p>第三十四条 次に掲げる省令の規定中「<u>口外ハ</u>」を「<u>口外</u>」に改める。</p> <p>一 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号（一）及び様式第一号（二）</p> <p>二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）様式第二号（表紙）及び様式第四号（表紙）</p> <p>三 労働保険の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）様式第二号（表紙）及び様式第三号（表紙）</p> <p>四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）別記様式（甲）（表紙）及び別記様式（乙）（表紙）</p> <p>五 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）様式第四号の三及び様式第四号の四</p> <p>六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）様式第一号、様式第三号（第一面）、様式第四号、様式第五号（表紙）、様式第六号（表紙）、様式第七号、様式第八号（表紙）、様式第九号、様式第十号、様式第十一号（表紙）及び様式第十三号から様式第二十号まで</p> <p>七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）様式第一号、様式第三号から様式第五号まで、様式第八号及び様式第十一号から様式第十四号まで</p> <p>八 既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）様式（表紙）</p> <p>九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四十七号）別記様式</p> <p>十 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）様式第一号（表紙）</p> <p>十一 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第五十三号）様式第一から様式第八号まで</p> <p>十二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）様式第五号から様式第八号まで</p> <p>十三 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第二号様式から第五号様式まで</p> <p>十四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第二百二十五号）様式第一号（第一面）、様式第一号（第二面）、様式第二号（第一面）、様式第三号、様式第四号、様式第五号（第一面）及び様式第六号（表紙）</p> <p>第三十五条 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令の一部改正</p> <p>第三十五条 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（昭和四十一年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">（傍線部分は改正部分）</p>	<p>改正</p> <p>後</p> <p>前</p>
--	-----------------------------

<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第一</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 P-ジメチルアミノベンジリデンロダニン 産業標準化法に基づく日本産業規格K8495号特級に適合するものとする。</p>	<p>改正</p> <p>前</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第一</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 P-ジメチルアミノベンジリデンロダニン 工業標準化法に基づく日本工業規格K8495号特級に適合するものとする。</p>
---	---

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)
第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
 一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)
第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 一・二 (略)

様式第三号及び様式第四号中「口外」を削る。
 (職業能力開発促進法施行規則の一部改正)
第三十九条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
 別表第十二から別表第十三の二まで及び別表第十三の四中「口外」を「口外」に改める。
 様式第十二号の二から様式第十二号の五まで及び様式第十二号の十から様式第十二号の十五まで中「口外」を削る。
 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)
第四十条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(フレキシブルディスクの構造) 第三十九条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式) 第四十条 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクに貼り付ける書面) 第四十一条 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造) 第三十九条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式) 第四十条 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクにはり付ける書面) 第四十一条 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二 (略)</p>		

様式第一号及び様式第三号から様式第六号まで中「口外」を削る。
 (家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令の一部改正)
第四十一条 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令(昭和四十七年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>別表第一 〇・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法 検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、プロムチモールブルー溶液(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格K八〇〇一の表J A・六に定め</p>	<p>別表第一 〇・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法 検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、プロムチモールブルー溶液(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格K八〇〇六の三に定める方法に</p>		

第四十二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(労働安全衛生規則の一部改正)

る方法により調整したものを二滴を指示薬として○・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。

より調整したものを二滴を指示薬として○・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。

改正後	改正前
<p>(主要な部分の鋼材)</p> <p>第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三三〇四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本産業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(鋼管足場に使用する鋼管等)</p> <p>第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外ものについては、日本産業規格A八九五一(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(材料等)</p> <p>第五百七十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二九一(熱間圧延棒鋼)、日本工業規格G三二九二(熱間圧延形鋼)、日本産業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本産業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。</p>	<p>(主要な部分の鋼材)</p> <p>第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三三〇四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本工業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。</p> <p>(表略)</p> <p>(鋼管足場に使用する鋼管等)</p> <p>第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外ものについては、日本工業規格A八九五一(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(材料等)</p> <p>第五百七十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二九一(熱間圧延棒鋼)、日本工業規格G三二九二(熱間圧延形鋼)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。</p>

(傍線部分は改正部分)

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、<u>産業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく<u>日本産業規格</u>（以下「<u>日本産業規格</u>」という。）<u>K二二五五号</u>（石油製品―ガソリン―鉛分の求め方）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>は、<u>日本産業規格</u> <u>X六二二三号</u>に適合する九十ミリメートル<u>フレキシブルディスク</u>カートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本産業規格</u> <u>X六二二五号</u>に規定する方式</p> <p>二 <u>ボリウム及びファイアイル構成</u>については、<u>日本産業規格</u> <u>X〇六〇五号</u>に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>には、<u>日本産業規格</u> <u>X六二二三号</u>に規定するラベル領域に、次に掲げる事項</p>	<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく<u>日本工業規格</u> <u>K二二六〇号</u>（ガソリン中の鉛アンチノック剤定量試験法（重量法））により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>は、<u>工業標準化法</u>（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく<u>日本工業規格</u>（以下「<u>日本工業規格</u>」という。）<u>X六二二三号</u>（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートル<u>フレキシブルディスク</u>カートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u> <u>X六二二四号</u>（平成七年）又は<u>日本工業規格</u> <u>X六二二五号</u>（平成七年）に規定する方式</p> <p>二 <u>ボリウム及びファイアイル構成</u>については、<u>日本工業規格</u> <u>X〇六〇五号</u>（平成二年）に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項の<u>フレキシブルディスク</u>には、<u>日本工業規格</u> <u>X六二二三号</u>（昭和六十二年）に規定するラベル領域に</p>

を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二 (略)

、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二 (略)

(毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令の一部改正)

第三十五条 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令(昭和四十一年厚生省令第一号)の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前												
<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格K〇一〇二の十二に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第二</p> <table border="1" data-bbox="683 212 880 1099"> <tr> <td data-bbox="821 212 880 539">1～14 (略)</td> <td data-bbox="821 546 880 1099"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 212 821 539">15 P—ジメチルアミン</td> <td data-bbox="783 546 821 1099">産業標準化法に基づく日本産業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 212 783 539">ノベンジリデンロダニン</td> <td data-bbox="708 546 783 1099"></td> </tr> </table>	1～14 (略)		15 P—ジメチルアミン	産業標準化法に基づく日本産業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。	ノベンジリデンロダニン		<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第二</p> <table border="1" data-bbox="683 1137 880 2018"> <tr> <td data-bbox="821 1137 880 1464">1～14 (略)</td> <td data-bbox="821 1471 880 2018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1137 821 1464">15 P—ジメチルアミン</td> <td data-bbox="783 1471 821 2018">工業標準化法に基づく日本工業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 1137 783 1464">ノベンジリデンロダニン</td> <td data-bbox="708 1471 783 2018"></td> </tr> </table>	1～14 (略)		15 P—ジメチルアミン	工業標準化法に基づく日本工業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。	ノベンジリデンロダニン	
1～14 (略)													
15 P—ジメチルアミン	産業標準化法に基づく日本産業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。												
ノベンジリデンロダニン													
1～14 (略)													
15 P—ジメチルアミン	工業標準化法に基づく日本工業規格K 8 4 9 5号特級に適合するものとする。												
ノベンジリデンロダニン													

(家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令の一部改正)

第四十一条 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令(昭和四十七年

厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一</p> <p>○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法</p> <p>検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格K八〇〇一の表JA・六に定める方法により調整したもの)二滴を指示薬として○・一 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。</p>	<p>別表第一</p> <p>○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法</p> <p>検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格K八〇〇六の三に定める方法により調整したもの)二滴を指示薬として○・一 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。</p>

毒物及び劇物取締法施行規則等の一部を改正する件（案）について

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号。以下「施行令」という。）に基づき、以下の 3 つの省令が規定されている。

- 1 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）【p. 1～5】
- 2 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（昭和 41 年厚生省令第 1 号。以下「定量省令」という。）【p. 6～8】
- 3 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（昭和 47 年厚生省令第 27 号。以下「家庭用品省令」という。）【p. 9～11】

これらの省令の一部改正について、以下記載する。

1 毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正

（1）関係法令の概要

- ・ 毒物及び劇物取締法第 3 条の 2 第 5 項において、特定毒物は、特定の用途以外の用途での使用は禁止されている。
- ・ 施行令第 1 条において、四アルキル鉛の用途は、ガソリンへの混入と規定されており、その混入量は、同施行令第 5 条及び第 7 条において規定されている。
- ・ 四アルキル鉛の混入量については、まず、規則第 12 条の 5 において、JIS K 2260（ガソリン中の鉛アンチノック剤—定量試験方法（重量法）により鉛を測定し、その後、その鉛の数値を四アルキル鉛に換算した数値とすることとされている。

（2）改正（案）の概要

- ・ 現行の規則においては、ガソリン中の鉛の測定方法として、JIS K 2260（ガソリン中の鉛アンチノック剤—定量試験方法（重量法））が定められている。
- ・ 昭和 48 年、ガソリンへの鉛の混入量を減少させる動きがあり、ガソリン中の鉛の含有量が少量となったことから、JIS K 2260 ではその適用範囲及び精度が問題となった。このため、ガソリン中のより少量の鉛の測定が可能な方法として、JIS K 2255 が新たに制定された。

- ・ 昭和 55 年、流通するガソリンへの鉛の混入量が微量となり、JIS K 2255 に規定する測定方法（一塩化ヨウ素法）では測定が困難な場合が生じたことから、同規格に新たな試験法（原子吸光光度法）が盛り込まれた。この時、測定対象が同一である場合は同一の規格に統合し、不要な規格は廃止するといった改廃もあわせて行われ、JIS K 2260（重量法）については、JIS K 2255（一塩化ヨウ素法・原子吸光光度法）との比較検討の上、以下の理由から廃止された。
 - ① JIS K 2255 による測定方法は、適用範囲（測定可能な鉛の含有量の幅）が広く、より微量の鉛の混入量を測定可能であること。また、JIS K 2260 の適用範囲をカバーしていること。
 - ② JIS K 2255 による測定方法は、JIS K 2260 によるものと比べて精度が高いこと
 - ③ JIS K 2255 による測定方法は、JIS K 2260 によるものと比べて簡便であること
- ・ また、現状の国内実態を確認したところ、ガソリンの鉛混入量を測定する方法として、JIS K 2255 による測定は問題ないとのことであった。
- ・ 以上より、規則第 12 条の 5 において引用されている「JIS K 2260（ガソリン中の鉛アンチノック剤—定量試験方法（重量法）」を現行の日本工業規格に即して「JIS K 2255（石油製品—ガソリン—鉛分の求め方）」に改める。（規則において当該規格を定めた当時の日本工業規格と現行の日本工業比較の比較詳細は次表のとおり）

	省令制定当時の日本工業規格	現行の日本工業規格
日本工業規格の番号	JIS K 2260 (廃止:昭和 55 年)	JIS K 2255 (成立:昭和 48 年、最終改正:平成 27 年)
方法	重量法	一塩化ヨウ素法、原子吸光光度法
要点	<p>【試験方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重クロム酸カリウム溶液により沈殿させたクロム酸鉛の重量を測定するもの。 ・昭和 55 年に廃止。 ・測定可能な鉛の含有量の幅が限られており、<u>現在流通しているガソリンに混入した場合の微量の鉛を測定することは困難。</u> 	<p>【試験方法について】</p> <p>1 一塩化ヨウ素法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一塩化ヨウ素溶液により四アルキル鉛をハロゲン化物とした後、無機鉛化合物とし、エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物(EDTA)により滴定するもの。 ・規格制定当時より JIS K 2255 に定められている。 <p>2 原子吸光光度法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四アルキル鉛を含む溶液を所定の試薬により調製した上で、原子吸光分析装置のアセチレン-空気フレーム中に導入し、光の吸光度を測定するもの。 ・昭和 55 年改正時に新たに追加された。 ・一塩化ヨウ素法よりさらに微量の鉛の測定が可能。 <p>【JIS K 2260 との比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>より微量の鉛の測定が可能(重量法の適用範囲についてもカバーしている)</u> ・<u>精度が高い</u>

(参照条文)

○ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（抄）

第三条の二 （略）

2 （略）

3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4 （略）

5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6～11 （略）

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）（抄）

(使用者及び用途)

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条の二第三項及び第五項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 石油精製業者（原油から石油を精製することを業とする者をいう。）
- 二 用途 ガソリンへの混入

(混入の割合)

第五条 四アルキル鉛を含有する製剤をガソリンに混入する場合には、ガソリン一リットルにつき四アルキル鉛一・三立方センチメートルの割合をこえて混入してはならない。

(加鉛ガソリンの品質)

第七条 四アルキル鉛を含有する製剤が混入されているガソリン（以下「加鉛ガソリン」という。）の製造業者又は輸入業者は、ガソリンに含有される四アルキル鉛の割合がガソリン一リットルにつき四アルキル鉛〇・三立方センチメートル（航空ピストン発動機用ガソリンその他の特定の用に使用される厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあつては、一・三立方センチメートル）以下のものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

(四アルキル鉛の量の測定方法)

第七条の二 第五条及び前条の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）（抄）

(定量方法)

第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく 日本工業規格 K 二二六〇号（ガ

ソリン中の鉛アンチノック剤定量試験法（重量法）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。

2 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令の一部改正

(1) 関係法令の概要

- ・ 法第 11 条第 2 項及び第 3 項において、毒物又は劇物の他、毒物又は劇物を含有する物であつて政令で定めるものについて、漏洩防止措置を講ずるよう規定されている。
- ・ 毒物又は劇物を含有する物であつて政令で定めるものについては、施行令第 38 条第 1 項において規定されており、この規定された毒劇物については、水素イオン濃度の規定がなされている。
- ・ 水素イオン濃度は、定量省令第 2 条において、JIS K 0102 の 8（工場排水試験法における pH 測定方法）により測定するよう規定されている。

(2) 今回の改正の概要

- ・ 現行の定量省令においては、水素イオン濃度の測定方法として、JIS K 0102 の 8 が規定されており、当該 JIS 規格においては、JIS Z 8802 における測定方法により測定することとされている。
- ・ 現在、水素イオン濃度の測定方法は、JIS K 0102 の 12 に規定されており、当該規格は、旧規格 JIS K 0102 の 8 と同様に、JIS Z 8802 における測定方法により測定することとされている。また、旧規格の内容に加え、JIS Z 8802 そのものの内容も盛り込まれている。
- ・ JIS Z 8802 は、旧 JIS K 0102 の 8 において規定した際と、最新の JIS K 0102 の 12 において規定した際とで、標準試薬の調整方法等の改正がなされているが、測定精度の向上が図られたものである。
- ・ 以上より、定量省令第 2 条において引用されている「JIS K 0102 の 8」を、現行の日本工業規格に即して「JIS K 0102 の 12」に改める。（定量省令において当該規格を定めた当時の日本工業規格と現行の日本工業比較の比較詳細は次ページの表のとおり）

	省令制定当時の日本工業規格	現行の日本工業規格 (規格最終改正:平成 28 年)
日本工業規格の番号等	JIS K 0102 の8	JIS K 0102 の 12
方法	工業排水試験法における pH 測定方法	工業排水試験法における pH 測定方法
要点	pH 値の測定は、JIS Z 8802(pH 滴定方法)による。	<ul style="list-style-type: none"> ・pH 値の測定は、JIS Z 8802(pH 測定方法)による。 ・旧 JIS K 0102 の8と比較し、JIS Z 8802 に規定されている内容が、本 JIS 規格中にも引用されている。 ・引用されている最新の JIS Z 8802 は、旧 JIS Z 8802(旧 JIS K 0102 の8が規定された当初)に比べ、標準液の調製方法等が改正されているが、いずれも測定精度の向上につながるものである。 ・よって、新たに JIS Z 0102 の 12 を引用することが適切である。

(参照条文)

○ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（抄）

第十一条（略）

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4（略）

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）（抄）

（毒物又は劇物を含有する物）

第三十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が一リットルにつき一ミリグラム以下のものを除く。）
 - 二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数二・〇から十二・〇までのものを除く。）
- 2 前項の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

○ 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（昭和 41 年厚生省令第 1 号）（抄）

第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格 K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。

3 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令の一部

改正

(1) 関係法令の概要

- ・ 法第 13 条の 2 において、主として一般消費者の生活の用に供されるものであって政令で定めるものについては、基準に適合したものでなければ販売又は授与できないこととしている。
- ・ 施行令別表第一において、塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗剤で液体状のものに限る）については、その含有量が規定されている。この含有量は、厚生労働省令で定める測定方法により定量することとされている。
- ・ 上記の測定方法については、家庭用品省令別表第一に規定されており、同表において、指示薬であるブロモチモールブルーの調製方法として JIS K 8006 の 3 が引用されている。

(2) 今回の改正の概要

- ・ 現行の家庭用品省令においては、ブロモチモールブルーの指示薬の調製方法として、JIS K 8006 の 3 を引用している。
- ・ 現在、JIS K 8006 は廃止されているが、当該規格の内容は別の規格 JIS K 8001 の表 JA. 6 に新たに規定されている。試薬調製を容易にするために溶媒の割合が変更されているが、測定精度に関しては同等と考えられる。
- ・ 以上より、家庭用品省令第 2 条において引用されている「JIS K 8006 の 3」を、現行の日本工業規格に即して「JIS K 8001 の表 JA. 6」に改める。（家庭用品省令において当該規格を定めた当時の日本工業規格と現行の日本工業比較の比較詳細は次ページの表のとおり）

	省令制定当時の日本工業規格	現行の日本工業規格
日本工業規格の番号等	JIS K 8006 の3 (廃止:昭和 60 年)	JIS K 8001 の表 JA.6 (制定:昭和 26 年、最終改正:平成 29 年)
方法	滴定用指示薬(プロモチモールブルーを含む)の調製方法	滴定用指示薬(プロモチモールブルーを含む)の調製方法
要点	<p>プロモチモールブルーの調製方法は以下のとおり。</p> <p>プロモチモールブルー(0.10g) +エチルアルコール(95 容量%)<u>20mL</u> +水 により、100mL に調製する。</p>	<p>・プロモチモールブルーの調製方法は以下のとおり。</p> <p>プロモチモールブルー(0.10g) +エタノール(95 容量%)<u>50mL</u> +水 により、100mL に調製する。</p> <p>・プロモチモールブルーの水溶解度が低く、エタノールに溶けやすいことから、試薬調製を容易にするため、滴定精度に影響を及ぼさない範囲で、溶解に用いるエタノール量を増やしたと考えられ、JIS K 8001 の表 JA.6 への変更は問題ない。</p> <p>[参考:プロモチモールブルーの水溶解度 3.0×10^{-3} g/L (25°C, pH 7) 出典: Calculated using Advanced Chemistry Development (ACD/Labs) Software V11.02 (© 1994-2019 ACD/Labs)]</p>

(参照条文)

○ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（抄）

第十三条の二 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物のうち主として一般消費者の生活の用に供されると認められるものであつて政令で定めるものについては、その成分の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準に適合するものでなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）（抄）

(劇物たる家庭用品)

第三十九条の二 法第十三条の二に規定する政令で定める劇物は、別表第一の上欄に掲げる物とし、同条に規定する政令で定める基準は、同表の上欄に掲げる物に応じ、その成分の含量については同表の中欄に、容器又は被包については同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第三十九条の二関係）

一	塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）	一 塩化水素若しくは硫酸の含量又は塩化水素と硫酸とを合わせた含量が十五パーセント以下であること。 二 当該製剤一ミリリットルを中和するのに要する〇・一モル毎リットル水酸化ナトリウム溶液の消費量が厚生労働省令で定める方法により定量した場合において四十五ミリリットル以下であること。	品質及び構造が耐酸性試験、漏れ試験その他の厚生労働省令で定める試験に合格するものであること。
二	(略)	(略)	(略)

○ 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（昭和 47 年厚生省令第 27 号）（抄）

(劇物の定量方法)

第一条 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）別表第一第一号中欄二に規定する〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法は、別表第一に定めるところによる。

別表第一

〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法

検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格K八〇〇六の三に定める方法により調整したもの）二滴を指示薬として〇・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値（ミリリットル）を、〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値（ミリリットル）とする。

4 その他

工業標準化法の一部改正（平成 31 年 7 月 1 日施行予定）に際し、以下のとおり所要の改正を行う。

- ・ 「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める
- ・ 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める
- ・ 日本工業規格番号の後ろに記載された年号を削除する
- ・ カタカナ「ツ」を小さい「ッ」に改める